

☆支払いに関する留意点について

※ 購入にあたっては、必ず請求書を受け取り、請求書に記載されたとおり（振込口座等含む）に支払いを行ってください。

- 請求書には発行日、購入明細が明記されていること。
- 振込の場合には、請求書に振込先口座情報が明記されていること

※補助事業についての支払い方法は以下の4種類です。

支払方法		領収書等	その他書類	備考1	備考2
①現金		領収書 (必ず領収日、内訳明細が記載されている領収書を受領のこと)	—	領収金額により、適切に収入印紙が貼付・処理されていることを確認してください（電子交付は不可とします）。	
②銀行振込	窓口	振込受付書等	—	小切手による入金是不可 現金処理、口座振替のみ可	※他の事業費等を合わせて処理している場合は、当該事業費が含まれていることを確認できる書類を提出すること
	ATM	ATM 利用明細書	—		
	インターネットバンキング	—	①取引明細照会画面の写し + ②振込完了画面の写しまたは預金通帳の写し		
③口座振替		—	口座引落しが完了したことがわかる書類（預金通帳の写し・入金明細表等）	請求書に明示された振替日、振替口座情報、請求明細に基づく振替であること	※他の事業費等を合わせて処理している場合は、当該事業費が含まれていることを確認できる書類を提出すること
④クレジットカード		—	クレジットカード利用明細 (クレジットカードの名義が明記されていること)	必ず申請者本人の名義のクレジットカード(法人の場合は法人名義、個人の場合は代表者本人名義)を使用すること	

※上記の支払方法に限ります。小切手や約束手形による支払いは認められません。

また、申請者以外（従業員・家族等）による立替払いも認められません。